

福寿小学校いじめの防止等基本方針

平成26年4月策定

平成30年4月改訂

令和7年4月改訂

はじめに

ここに定める「福寿小学校いじめの防止等基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行，法律第71号。以下「法」という。）」第12条の規定に基づき，いじめの定義，いじめの防止等対策の基本理念を全教員で共通理解し，いじめを許さない学校づくりに努め，いじめに対して毅然と対処するための基本方針及び対策等を示すものである。

これに伴い，羽島市では，平成26年3月に「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を制定し対応してきたが，情報化や感染症に生活の変化により，子ども達の状況やいじめの様相は変化してきており，子ども達の悩みは複雑化，多様化している。これらを踏まえ，より実効性のある取組の基盤となる条例にするために，令和3年度に「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を見直し，「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」として条例が改正された。

それに伴い本校の基本的方針について見直し，本校の子ども達が，いじめのない，安心して生活できるよう改訂するものである。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行うものとする。

(2) いじめに対する認識

いじめは，どの児童生徒にも，どの学校でも，起こりうるものである。また，いじめに大きい小さいはなく，どんないじめも，受けた精神的な心の傷は，その後の人生に悪影響を及ぼすことがある。とりわけ，仲間はずれや無視，陰口等の暴力を伴わないいじめは，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，暴力を伴ういじめとともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは，加害・被害という二者関係だけでなく，「観衆」としてはやし立てたり面白が

ったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

*いじめが「解消している」状態について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、いじめの被害の重大性からさらに長期間が必要であると学校の設置者又は学校いじめ対策組織が判断する場合はより長期の期間を設定して状況を注視することとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感や自己肯定感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進，規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった，できた」という達成感を味わえるよう，教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり，一人一人が仲間と関わり，自己有用感や自己肯定感を味わいながら，望ましい人間関係を形成できるようよさを認め合う学級経営を充実する。
- ・いじめや暴力，差別や偏見等を見逃さず，学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ，児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて，全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて，具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み，他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう，自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流，ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて，児童一人一人に命を大切にする心，他を思いやる心，自律の心，確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず，互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し，人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・教育活動全体を通じて，以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己有用感や自己肯定感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について，教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また，スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について，児童会が計画・運営する児童の話し合いや，保護者や地域の方も交えた交流会等，自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

- ・いじめの防止の観点では，いじめに向き合わない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために，「学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム（学校いじめ防止プログラム）を盛り込み，早期発見・早期対応ができるよう，日常的な声かけ，チェックシートの活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。
- ・SOSの出し方教育の指導の徹底を図り，児童生徒が相談できる大人を明らかにするよう推進する。
- ・QUアンケートを実施し，学級における子どもの人間関係や心理的な状況を捉え，学級づくり，いじめ・不登校等の未然防止，生徒指導に生かせるようにする。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さない，きめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし，協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう，日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては，「大丈夫だろう」と安易に考えず，問題が深刻になる前に早期に対応できるよう，危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，養護教諭，（スクールカウンセラー），相談員等，校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し，保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと，必要に応じて適宜職員研修を行い，「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料や対応マニュアル等を活用したり，QUアンケートの結果をもとにした研修会等で，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，未然防止の具体的な取組ができるよう，校内研修の充実に努めたりする。
- ・いじめの事案があった際には，その事案から生きた教訓を学ぶなど，社会状況や児童の現状に応じた具体的な研修に努める。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、本人、保護者の意向を確認することに十分な配慮をする。指導の中では、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・いじめ等の未然防止のための県の施策を反映するため、県が指定した「いじめ・不登校未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的な知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として指導・助言を受ける。
- ・暴力行為の未然防止と早期発見を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員の派遣を受け、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言を受ける。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・学校の教職員は、いじめの兆候を把握したら速やかに学校いじめ対策組織に係る情報を報告し、組織的かつ丁寧な対応で事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省することができる指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しながら児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序]

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職への報告と管理職の指導のもと、関係職員で対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る ただし、本人、保護者の意向を確認し対応を考える）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

5 いじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

<構成員>

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、
教育相談主任、教育相談員 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官、民生児童委員、人権擁護委員 等

6 いじめ防止等のための年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・Webページ等による「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）等の発信 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等、ネットいじめ問題に関する研修、学級児童の把握及び交流・情報共有） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で「方針」説明 ・要援助児童及び特別支援学級児童交流会 ・第1回児童心のアンケート実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・個別懇談から得た情報の交流・共有 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた児童活動 （児童会や委員会による「あたたかことば」の啓発） ・生徒指導事例研修 ・児童向けネットいじめ研修 ・個別の教育相談の実施：全児童対象 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・第2回児童心のアンケート実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・夏季休業中の事前指導 ・要援助児童の事例交流 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（第1期の取組の評価） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けの児童の変容の把握 ・第3回児童心のアンケート実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育相談の実施：全児童対象 ・生徒指導交流（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回児童心のアンケート ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・学校運営協議会（福寿小の子の育ちを考える） ・高学年むけ、こどもの人権宣言の学習 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（児童会あたたかことばの振り返り） ・年末年始の休業の暮らしについて指導 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 （いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回児童心のアンケート ・必要に応じての教育相談の実施 ・学校評価の実施 ・職員会（冬休み中の児童の変容の把握） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年末に向けての指導 ・要援助児童の交流（次年度に向けての年度末指導及び引き継ぎ事項の確認） ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案 ・学校運営協議会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・随時必要に応じて個別教育相談の実施 ・次年度の取り組み計画 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	

7 いじめ防止のための取組に係る学校評価の評価項目

1月に、保護者対象の学校評価を実施し、学校経営の改善に努める。学校評価のいじめ防止にかかる評価項目は、次の通りである。

- お子さんは楽しく学校に通っている。
- お子さんは友達と協力して活動している。
- お子さんは時と場合に応じた言葉遣いを心がけ、言葉を磨いている。
- お子さんはいじめは悪いことだと分かっている。
- 学校の先生は相談しやすい。

8 重大事態への対応

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

※重大事態への対応の留意点

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たらなければならない。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

9 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一時資料の保管期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートは聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。